

2025年度「移動サービス専用自動車保険」のご案内

「移動サービス専用自動車保険」はファミリー・サポート・センターの活動中、サービス提供会員の自家用車を用いて依頼子供の送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について、サービス提供会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

今回ご案内の「移動サービス専用自動車保険」にご加入頂くことで、より安心して提供会員が活動を行えるようになります。「送迎」等の活動を行っているファミリー・サポート・センターの皆様におかれましてはぜひご加入を検討ください。

<補償内容詳細>

対人賠償責任保険	他人にケガをさせたときの法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 相手側1名について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。ただし、自賠責保険等で支払われる金額がある場合は、その超過額に対してのみ保険金をお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 無制限								
対物賠償責任保険	他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。 ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 1事故について以下の保険金額を限度に保険金をお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 無制限								
NEW 移動サービス事業者向け人身傷害保険特約	ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方以後遺障害が生じた場合 ▶ 補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。 【保険金額】 保険金額 3,000万円 5日以上入院した場合、傷害一時費用保険金を10万円お支払いします。								
車両保険（車両保険ありの場合）	ご契約のお車の修理費等を補償します。 衝突、接触などの事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合 ▶ 損害額に対して時価額または保険金額のいずれか低い額を限度にお支払い致します。 【保険金額】 保険金額 300万円								
対物超過修理費用補償特約	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償します。 対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。 ※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限りです。 【例】 <table border="1" data-bbox="478 1299 861 1433"> <tr> <td>過失割合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補償を受けられる方 80% 相手方 20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相手方の車の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時価額 60万円 修理費 100万円</td> <td></td> </tr> </table>	過失割合		補償を受けられる方 80% 相手方 20%		相手方の車の状態		時価額 60万円 修理費 100万円	
過失割合									
補償を受けられる方 80% 相手方 20%									
相手方の車の状態									
時価額 60万円 修理費 100万円									
NEW 車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約（移動サービス用）	ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合（自力走行は含みません。）、または車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶ 車両搬送費用、緊急時応急対応費用について、上限額15万円の範囲内で保険金をお支払いします*。 *車両搬送費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等へレッカー搬送されたときに限り保険金をお支払いします。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用共に保険金をお支払いします。 ※ガソリン・軽油を燃料としなお車の燃料切れにより走行不能となり、燃料の補充が可能な場所までレッカー搬送された場合は、車両搬送費用について、保険金をお支払いします。 付帯サービス ①燃料切れ時ガソリン配達サービス 道路上で燃料切れとなった場合、ガソリンまたは軽油を10リットルお届けします*。 ②おクルマ故障相談サービス 故障や車両のトラブルでお困りのとき、整備有資格者がお電話でアドバイスします。 *保険期間中に1回ご利用いただけます。								

・示談交渉等について

賠償事故（対人・対物）の場合、補償を受けられる方および相手方の同意が得られれば、引受保険会社が補償を受けられる方のために示談交渉をお引き受けします。ただし、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任がない場合や、補償を受けられる方が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできません。（対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたる場合があります。）